

（仮称）新南部工場施設整備・運営事業 実施方針 変更対照表

平成 22 年 10 月 20 日

（仮称）新南部工場施設整備・運営事業 実施方針（平成 22 年 5 月 18 日策定）を、次のとおり変更します。（表中の下線部分が変更箇所）

変更後	変更前				
I. 用語定義 構 成 員：応募グループに参加する企業のうち、<u>運営事業者</u>に出資する企業をいう。 協力企業：応募グループに参加する企業のうち、<u>運営事業者</u>に出資しない企業をいう。 II. 特定事業の選定に関する事項 1. 事業内容 （2）対象となる公共施設等の種類 <table border="1"> <tr> <td>供用開始</td><td><u>平成 28 年 4 月 1 日</u></td></tr> </table> （5）事業概要 [6 行目] さらに、落札者は、<u>運営事業者</u>を設立し、25 年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。 ① 事業期間 ・建設期間：<u>事業契約締結日の翌日</u>（平成 23 年 9 月予定）から<u>平成 28 年 3 月 31 日</u>までの約 4 年 6 ヶ月間（試運転期間を含む） ・運営期間：<u>平成 28 年 4 月 1 日</u>から<u>平成 53 年 3 月 31 日</u>までの 25 年間 （7）事業スケジュール（予定） ⑤ 入札公告関連資料（案）の公表 <u>平成 22 年 9 月 29 日</u> ⑥ 対面的対話の実施 <u>平成 22 年 10 月 4 日・5 日</u> ⑦ <u>実施方針（変更版）</u>の公表 <u>平成 22</u>	供用開始	<u>平成 28 年 4 月 1 日</u>	I. 用語定義 構 成 員：応募グループに参加する企業のうち、<u>本施設の運営業務を担当するために設立される特別目的会社</u>に出資する企業をいう。 協力企業：応募グループに参加する企業のうち、<u>特別目的会社</u>に出資しない企業をいう。 II. 特定事業の選定に関する事項 1. 事業内容 （2）対象となる公共施設等の種類 <table border="1"> <tr> <td>供用開始</td><td><u>平成 28 年 4 月（予定）</u></td></tr> </table> （5）事業概要 [6 行目] さらに、落札者は、<u>特別目的会社</u>を設立し、25 年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を行う。 ① 事業期間 ・建設期間：<u>契約締結</u>（平成 23 年 9 月予定）から<u>平成 28 年 3 月末</u>までの約 4 年 6 ヶ月間（試運転期間を含む） ・運営期間：<u>平成 28 年 4 月</u>から<u>平成 53 年 3 月</u>までの 25 年間 （7）事業スケジュール（予定） ⑤ 入札公告関連資料（案）の公表 <u>平成 22 年 9 月下旬</u> ⑥ 対面的対話の実施 <u>平成 22 年 10 月上旬</u> ⑦ <u>要求水準書</u>の公表 <u>平成 22 年 10 月</u>	供用開始	<u>平成 28 年 4 月（予定）</u>
供用開始	<u>平成 28 年 4 月 1 日</u>				
供用開始	<u>平成 28 年 4 月（予定）</u>				

変更後	変更前
<u>年 10 月 20 日</u> ⑧ 特定事業の選定の公表 <u>平成 22 年 12 月下旬</u> ⑫ <u>運営事業者の設立</u> 平成 23 年 7 月 (8) 見積提案書徴収スケジュール <u>本事業に関し、以下のスケジュールで見積提案書を徴収した。</u> ⑤ 見積提案書に係るヒアリング開催 <u>平成 22 年 10 月 4 日・5 日</u> 3. 事業内容 (3) 運営業務 [15 行目] <u>ただし、売電収入の一部は、運営事業者に支払うことがある。</u> [21 行目] <u>なお、運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、運営準備期間中（事業契約締結日の翌日（平成 23 年 9 月予定）から平成 28 年 3 月 31 日まで）に、建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施につき必要な協力を行う。併せて、従業者に、建設請負事業者が実施する教育訓練を受講させ、円滑に運営業務を開始できるようにする。</u> III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 1. 募集及び選定スケジュール（予定） ① 入札公告 平成 22 年 12 月下旬 ② <u>募集要項の公表</u> 平成 22 年 12 月下旬 ③ <u>募集要項に対する質問の提出期限</u> 平成 23 年 1 月	<u>下旬</u> ⑧ 特定事業の選定の公表 <u>平成 22 年 11 月下旬</u> ⑫ <u>特別目的会社の設立</u> 平成 23 年 7 月 (8) 見積提案書徴収スケジュール(予定) <u>本事業に関し、見積提案書を徴収することとする。主要なスケジュールは、以下を予定している。なお、見積提案募集要項等は別に公表する。</u> ⑤ 見積提案書に係るヒアリング開催 <u>平成 22 年 10 月上旬</u> 3. 事業内容 (3) 運営業務 [15 行目] <u>ただし、運営事業者からの提案により、売電収入に係るインセンティブについて考慮することがある。</u> [21 行目] III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項 1. 募集及び選定スケジュール（予定） ① 入札公告 平成 22 年 12 月下旬 ② <u>募集書類に対する質疑の受付期限</u> 平成 23 年 1 月

変更後	変更前
④ <u>募集要項</u>に対する<u>質問</u>への回答 平成 23 年 1 月 ⑤ 資格審査申請書の<u>提出期限</u> 平成 23 年 1 月 ⑥ 資格審査結果の通知 平成 23 年 2 月 ⑦ 対面的対話の実施 平成 23 年 2 月 ・第 2 回質疑回答を兼ねる ⑧ 技術提案書・価格提案書等の提出期限 平成 23 年 3 月 ⑨ 形式審査の実施 平成 23 年 4 月 ⑩ <u>非価格要素審査</u>及び価格審査 平成 23 年 5 月 ・技術提案に係るヒアリング ⑪ 総合評価の実施 平成 23 年 5 月 ⑫ 落札者の<u>決定</u> 平成 23 年 5 月 2. 応募者の参加資格要件 (1) 応募企業の要件 ① 応募企業は、<u>運営事業者</u>に出資を行うこととする。 ⑤ <u>同一応募企業</u>が、複数の提案を行うことは禁止する。 (2) 応募グループの要件 ① 構成員は、<u>運営事業者</u>に出資を行うこととする。 ⑧ <u>同一応募グループ</u>が、複数の提案を行うことは禁止する。 (3) 応募者の参加資格要件 ① 共通の参加資格要件 <u>全ての応募企業、構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすこととする。</u> ③ 本施設の建築物の施工を行う企業 (イ)建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において、総合評価値が 1,200 点以上であること。	③ <u>募集書類</u>に対する<u>質疑</u>への回答 平成 23 年 1 月 ④ 資格審査申請書の<u>受付期限</u> 平成 23 年 1 月 ⑤ 資格審査結果の通知 平成 23 年 2 月 ⑥ 対面的対話の実施 平成 23 年 2 月 ・第 2 回質疑回答を兼ねる ⑦ 技術提案書・価格提案書等の提出期限 平成 23 年 3 月 ⑧ 形式審査の実施 平成 23 年 4 月 ⑨ <u>非価格要素</u>及び価格審査 平成 23 年 5 月 ・技術提案に係るヒアリング ⑩ 総合評価の実施 平成 23 年 5 月 ⑪ 落札者の<u>選定</u> 平成 23 年 5 月 2. 応募者の参加資格要件 (1) 応募企業の要件 ① 応募企業は、<u>特別目的会社</u>に出資を行うこととする。 ⑤ <u>同一応募者</u>が、複数の提案を行うことは禁止する。 (2) 応募グループの要件 ① 構成員は、<u>特別目的会社</u>に出資を行うこととする。 ⑧ <u>同一応募者</u>が、複数の提案を行うことは禁止する。 (3) 応募者の参加資格要件 ① 共通の参加資格要件 <u>応募企業、構成員及び協力企業は、全て、以下の要件を全て満たすこととする。</u> ③ 本施設の建築物の施工を行う企業 (イ)建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「建築一式工事」において、<u>平成 22 年 5 月 1 日時点</u>で総合評価値が 1,200 点以上であること。

変更後	変更前
④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業 (イ) 建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」において、総合評価値が 1,000 点以上であること。 (オ) II－1－(8)に定める「見積提案書徴収スケジュール」に則り、見積提案書を提出しヒアリングに<u>参加している</u>こと。 3. 落札者の審査及び選定 (3) 落札者選定方法 [4 行目] 組合が落札者を<u>決定</u>することとする。 ③ 第 3 段階：本審査 (ウ) 総合評価 <u>非価格要素審査及び価格審査を経て、総合評価を行い、優秀提案者を選定する。</u> <u>(4) 落札者の決定</u> <u>組合は、総合評価で選定された優秀提案者を、落札者として決定する。</u> <u>(5) 審査結果の公表</u> 組合は、落札者の選定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。 5. 落札者選定後の手続 (2) <u>運営事業者</u>の設立 落札者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、平成 23 年 7 月までに運営事業者を設立することとする。 その際、応募企業又は構成員以外の者からの<u>運営事業者</u>への出資は認めない。	④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業 (イ) 建設業法の経営事項審査における建設工事の種類「清掃施設工事」において、<u>平成 22 年 5 月 1 日時点で</u>総合評価値が 1,000 点以上であること。 (オ) II－1－(8)に定める「見積提案書徴収スケジュール <u>(予定)</u>」に則り、見積提案書を提出しヒアリングに<u>参加すること</u>。 3. 落札者の審査及び選定 (3) 落札者選定方法 [4 行目] 組合が落札者を<u>選定</u>することとする。 ③ 第 3 段階：本審査 (ウ) 総合評価 <u>総合評価は、非価格要素審査点と価格審査点を合わせて総合得点を算出し、落札者を選定する。</u> <u>(4) 審査結果の公表</u> 組合は、落札者の選定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。 5. 落札者選定後の手続 (2) <u>特別目的会社</u>の設立 落札者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、平成 23 年 7 月までに運営事業者 <u>(特別目的会社)</u>を設立することとする。 その際、応募企業又は構成員以外の者からの<u>特別目的会社</u>への出資は認めない。
IV. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	IV. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

変更後	変更前
2. 想定されるリスク及び分担 (2) 想定されるリスクの分担 [3行目] <u>また、リスク分担をより適正なものとするため、平成22年5月18日に公表したリスク管理方針書（案）に基づき、平成22年10月4日（月）及び5日（火）に組合と応募者の間で対面的対話を実施した。</u> <u>対面的対話後のリスク分担の考え方については、募集要項において示すこととする。</u>	2. 想定されるリスク及び分担 (2) 想定されるリスクの分担 [3行目] <u>なお、その内容については、募集要項において示すこととするが、参考資料に示す内容は今後変更される可能性がある。</u> <u>また、「リスク管理方針書（案）」に基づき、組合と応募者の間でリスクコミュニケーションを図り、より適正なものとしていく。</u>
IX. その他特定事業の実施に関し必要な事項 3. 実施方針等に関する問い合わせ先 (1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限 <u>平成22年5月18日に公表した実施方針等（実施方針、要求水準書（案）、リスク管理方針書（案））に関する意見・質問を平成22年5月31日（月）17時00分を提出期限として受け付けたところ、実施方針124件、要求水準書（案）308件、リスク管理方針書（案）26件の意見・質問が提出された。</u> (2) 実施方針等に関する意見・質問への回答 <u>実施方針等に関する意見・質問に対する回答は、平成22年6月21日（月）に組合のホームページで公表した。</u>	IX. その他特定事業の実施に関し必要な事項 3. 実施方針等に関する問い合わせ先 (1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限 <u>実施方針等（実施方針、要求水準書（案）、リスク管理方針書（案））に関する意見・質問がある場合は、「実施方針等に関する意見・質問書」を電子メールにより下記期限内に提出することとし、必ず電話にて着信を確認すること。</u> <u>なお、電子メール以外の意見・質問には応じない。</u> <u>(ア) 意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること</u> <u>(イ) 提出方法：電子メール（アドレスは下記のとおり）</u> <u>(ウ) 提出期限：平成22年5月31日（月）17時00分まで</u> (2) 実施方針等に関する意見・質問への回答 <u>意見・質問に対する回答は、平成22年6月21日（月）までに組合のホームページで公表する。なお、提出があった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うこ</u>

変更後	変更前												
ととし、全ての意見・質問に回答するとは限らない。													
参考資料② 事業に係るリスク分担 [「共通 制度関連（補助金等）」の項目]													
<table border="1"> <tr> <th>リスク項目</th><th>概 要</th></tr> <tr> <td rowspan="2">交付金等</td><td>事業者の事由により予定していた<u>交付金額</u>が交付されないリスク，又は<u>交付金</u>の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク</td></tr> <tr> <td>その他の事由により予定していた<u>交付金額</u>が交付されないリスク，又は<u>交付金</u>の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク</td></tr> </table>	リスク項目	概 要	交付金等	事業者の事由により予定していた <u>交付金額</u> が交付されないリスク，又は <u>交付金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク	その他の事由により予定していた <u>交付金額</u> が交付されないリスク，又は <u>交付金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク	<table border="1"> <tr> <th>リスク項目</th><th>概 要</th></tr> <tr> <td rowspan="2">補助金等</td><td>事業者の事由により予定していた<u>補助金額</u>が交付されないリスク，又は<u>補助金</u>の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク</td></tr> <tr> <td>その他の事由により予定していた<u>補助金額</u>が交付されないリスク，又は<u>補助金</u>の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク</td></tr> </table>	リスク項目	概 要	補助金等	事業者の事由により予定していた <u>補助金額</u> が交付されないリスク，又は <u>補助金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク	その他の事由により予定していた <u>補助金額</u> が交付されないリスク，又は <u>補助金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク		
リスク項目	概 要												
交付金等	事業者の事由により予定していた <u>交付金額</u> が交付されないリスク，又は <u>交付金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク												
	その他の事由により予定していた <u>交付金額</u> が交付されないリスク，又は <u>交付金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク												
リスク項目	概 要												
補助金等	事業者の事由により予定していた <u>補助金額</u> が交付されないリスク，又は <u>補助金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク												
	その他の事由により予定していた <u>補助金額</u> が交付されないリスク，又は <u>補助金</u> の交付が遅延し，事業の解除・遅延が発生するリスク												
[「維持管理・運営段階 技術革新」の項目]													
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">分担</th></tr> <tr> <th>組合</th><th>民間事業者</th></tr> <tr> <td>○</td><td>○</td></tr> </table>	分担		組合	民間事業者	○	○	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">分担</th></tr> <tr> <th>組合</th><th>民間事業者</th></tr> <tr> <td>○</td><td></td></tr> </table>	分担		組合	民間事業者	○	
分担													
組合	民間事業者												
○	○												
分担													
組合	民間事業者												
○													